

令和4年11月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年11月10日 木曜日 午後3時01分から午後5時23分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (30人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	岡田 浩司	
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄	
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	7番	荒松 将志	15番	小原 進	
	8番	金本 常由			

4 遅刻委員 (1名) (農委2番 石原 文義)

5 議事録署名委員の決定 (3番 高虫 秀樹、4番 山下 一郎)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 大山町農業振興地域整備計画の変更 (一部除外) について

議案第5号 地籍調査事業に係る農地の地目変更について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 農政部会の開催について
- (3) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	諸遊剛史
主 幹	坂田真寛
主 事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは、只今から11月の定例農業委員会のほうを始めさせていただきたいと思えます。議長のご挨拶をよろしくお願ひします。

議長 今日はどうも、こんにちは。久しぶりに今日はですね、欠席なしということになっておりますが、若干1名ちょっと遅れてきておるといふことでございませうが、久しぶりの会でございます。

 非常にですね、今年度またコロナが第8波といふことで、何かムズムズしておるといふことになっておりますが、皆が体に気を付けながら、活動に従事していただくといふことでよろしくお願ひいたします。

 それとですね、いろいろといろんな中でですね、資材が高騰してですね、ガソリンも、全てのものがですね、高騰の中での農業がなされておるといふ中で、その中で本当に農業としての心得、対応の仕方を真剣に考えながらやっていると駄目だなといふ部分がございます。それから、農地もですね、非常にですね、無償でもいいから何か作っていただきたいと。要するに、自分でようしないから何とかしてごせんかといふことで、無償で提供するといふようなことになっておまして、非常に困ったなといふ部分もございませう。その中で、本当にこれから、農業委員会としての体制のほうに問われるときがくれへんかと思ひますので、皆さん協力しながらですね、横のつながり、それから縦のつながりを持ってですね、あと残された任期はですね、あと7か月ぐらいですか、といふことになりましたけども、その中で対応の仕方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

 簡単ですが、開会に当たつての挨拶に代えさせていただきます。

議長 今日の欠席はないといふことで、ちょっと遅れて1名来られるといふことですので、欠席が現時点で1名といふことで、この会が成立したことを、ここに宣言いたします。

 今日の議事録署名委員の方はですね、農委2番さんになっておりますが遅れて来られますので、3番委員さん、もしくは、これどういふものでしょうかね。代わつて、3番委員さんと4番委員さんにお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

 今、言ひましたようにですね、欠席が1名といふかたちで進めていきますので、この会を進めていいでしょうか。といふことで、進めさせていただきますといふことでよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、会務報告のほう、事務局よろしくお願ひいたします。

事務局 【会務報告】
(10月 7日) ・定例農業委員会について。

- (10月12日) ・西部地区農業委員会会長協議会臨時総会及び研修会について。
- (10月17日) ・名和地区農業相談日について。相談件数3件あり。
- (10月21日) ・農業委員会職員全国研究会について。
- (10月26日) ・人・農地関連施策の見直しに係る市町村等との意見交換会について。
- (11月 8日) ・大山町人・農地担当チーム会議について。

議長 今、会務報告がございましたが、何かご質問があれば承ります。
ないようですので、議案のほうに入らせていただきます。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号28番、〇〇、田1筆、面積が1,065㎡。こちら反当たり※円の売買です。譲渡人、譲受人は、それぞれ記載のとおりです。

農地法第3条第2項各号には該当しません。許可要件は満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 これについて、何かご質問があれば。

農委4番委員 現地確認は。

議長 ごめんなさい。現地確認を、農委8番委員さん、よろしくをお願いいたします。

農委8番委員 はい。8番です。

今日の午前中にですね、自分と推委6番委員と農委5番委員と、事務局とで現地を見ました。現在ですね、耕耘をされておりましたし、畦畔の草刈りもちゃんとしてありまして、特に問題ないと思いました。以上です。

議長 現地確認委員さんのご報告ございましたが、これについて、ご意見なり質問があればお願いいたします。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、非農地証明願について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、非農地証明願について。下記証明願について議決を求めます。

番号4番になります。位置につきましては、3ページ、4ページのほうをご覧ください。◎◎◎◎◎◎の前の9号線を挟んで正面になります。農地である〇〇△△△-△の一部が、30年以上、隣接する●●●●の事業用地として使われていたと伺っております。証明願の添付書類として、担当地区の推委6番

委員さんから、少なくとも20年以上前からそのような状態であった旨の確認書も添付されております。農地部分への事業用地の拡張は、現所有者の先代と、●●●●の代表者が口約束で賃貸借の契約をしていた頃の事であり、現所有者も今回測量が行われたことにより、事業用地が農地部分にまで及んでいることを初めて知ったとのこと。この後の議案にもあげておりますが、周辺も含めた5条の転用申請に先立ち、農地部分と非農地部分を分筆して整理するためのものです。以上です。

議長 事務局からご説明ございました。

現地確認委員さん、現地確認の意見をお願いいたします。

推委6番委員 はい。6番です。今朝、農委5番委員、農委8番委員、私、事務局1名で現地に行ってまいりました。

現地のところは、●●●●の跡地ということで、見て回ったところ、碎石が敷いてあり、これは農地を20年以上耕作していないというふうに認めました。以上です。

議長 現地確認委員さんから、報告がございました。

皆さんから、ご質問なり、意見がありましたらお願いいたします。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号16番、畑3筆、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。転用の目的は農産物加工場の設置で、具体的には白ネギ出荷調整の作業場です。場所につきましては、次の6ページから7ページに位置図、8ページから12ページに見取り図等をつけております。農地の区分は第2種農地で、代替地なしの場合に転用許可となります。代替地検討の経緯としては、事業として必要な3,000㎡超の土地となると、農地以外では中山間地域にある原野や山林のような場所くらいしか容易に見つける事ができませんでした。そのため、譲受人が営農する大山町と北栄町の圃場から効率良く集荷・出荷するためには、幹線道路沿いの農地を検討せざるを得ない状況でした。本申請地以外にも9号線沿いで2か所検討されましたが、地権者の耕作の意志が強く、良い返事が得られなかったと聞いております。施設整備の経緯としては、譲受人である農業法人は、主力作物である白ネギの出荷調整施設を北栄町内に保有していましたが、今年4月、火災で焼失してしまいました。現在は重機置き場として使用していた倉庫から重機を外に出して代用していますが、用途が違う建物での作業のため、早急に専用の施設を整備したいと考えておられるようです。そのため非農地申

請と5条申請を同時に提出され、結果として議案第2号で非農地として承認いただいた〇〇△△△-△の一部を除き、〇〇△△△-△の一部、〇〇△△△-△の農地部分、〇〇△△△が農地転用の対象となる農地になります。その他の添付書類としては、融資証明書、地権者及び耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないと判断しております。また、農地法第5条第2項には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 番号16番について、現地確認委員の推委6番さん、報告をお願いいたします。

推委6番委員 先ほど、2号議案に続きまして、隣の畑地を見に行ったところ、一部草刈りがしてないところがありましたけど、耕耘もしてあり、きれいになっておりました。一部草刈りがしてないぐらいのことで、何ら問題はないではないかなと思います。審議のほど、よろしく願います。

議長 現地確認の推委6番委員さんから報告がございました。
これについて、質問なりご意見がありましたらお願いいたします。

(農委3番委員、挙手)

はい、農委3番委員さん。

農委3番委員 失礼します。3番です。

今回のこの件の、5条の件なんですけども、雨水等の問題はどのようなふうな話になってるんでしょう。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。雨水について説明いたします。

既に、非農地の状態になった旧●●●●跡の△△△-△、それから△△△-△辺りがですね、アスファルト舗装になりますけれども、雨水排水の経路としては、道路側のほうに、既存の側溝へ接続というふうになっております。

あと、すみません。9ページのほうをご覧ください。地番で言いますと、△△△の部分につきましては、碎石を敷くということで、雨水浸透というふうになっております。以上です。

農委3番委員 わかりました。実は、この土地の隣接地の方が、たまたま私のお客さんというよりも、小作で土地を借りておりました、ちょっと心配されておりましたので、その点は、今後、見ていってもらおうというかたちでお願いしたいと思っておりますので、願います。

議長 その他、ございませんでしょうか。

(農委4番委員、挙手)

はい、農委4番委員さん。

農委4番委員 4番です。

事業計画等の内容から詳しくはわからないんですけども、図面を見ると、駐車スペースで28台分ということで、事業地のうちほとんどは駐車場なり通路ということでございますけども、その事業内容等でこれだけの駐車場が必要な

のかどうなのかっていうことがわからないので教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 説明のほうします。台数のほうは、多めではあるんですけども、従事される従業員さん、それから大型の車が入ってくるものと思われれますので、そういったところも含めての台数の記載としては、そのような記載になっているものと思っております。以上です。

(農委2番委員、15時23分着席)

議長 農委4番さん、ようございますかいな。

農委4番委員 今、従業員さんが何人おられるかわかりませんが、これだけの駐車場が必要なんですかねっていうのが、もうちょっと詳しく、ただ単にトラックの出入りだけっていうことであれば、9号線から出て、こっちの町道のほうに、何か通り抜けができるような感じですし、荷物の運搬等の車両が入ってくるぐらいでしょうから。ここに書いてあるのは、あくまで軽なり、普通車が駐車するスペースだよということで28台分、区画が書いてありますけども、本当に従業員がそんなにたくさんおられて、ここは駐車場がこんなに必要なんですかね。その辺がちょっと、転用の事業のあれに対しては、面積が多過ぎるような気がするんですけども、どうでしょうか。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。今の5条の案件ですけども、その駐車場の必要性、従業員がどれぐらいいるかっていうあたりですね、すみません、今ちょっと数字が把握できておりませんで、今日この後、議案がたくさんありますけれども、この定例会の時間の中で、確認をちょっと時間をいただいてさせていただきたいと思いますので、一旦ちょっと、保留ということをお願いできますでしょうか。

議長 今、事務局のほうから保留という言葉がございましたが、いいでしょうか。再度、もう1回検討するということですか。

事務局 いや、今、確認できたら。

議長 確認できたらということですか。

事務局 はい。

議長 一応、いろいろな意見を聞いてですね、それから、また審議するということになっておりますので、一応、保留というかたちで。

事務局 その他で、何か。

議長 その他、ございますでしょうか。

(農委13番委員、挙手)

はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 13番です。

さっき、28台駐車スペースと言われましたけども、実際には38台です。

それから、ちょっとこの左側のトラックが右側のほうに抜けるような感じになってるんですけど、これはバックヤードを通って行かないと、こっち行かないように思うんですけど、これは、9号線から町道のほうを経由してバックで入って出るような感じになるのでしょうか。それとも、何かこの通路が狭いんで、どういう具合に、これUターンされるんか、何かちょっとこの意味がわからないなというのがあります。それからネギの出荷調整ということですが、この周りには民家がないかもわかりませんが、あんまり。夜間のひょっとして調整をされるときの騒音等については、近くの方の了解っていうんですかね、それは取っておられるかどうか、これもついでのことですから併せて聞いていただければと思います。

議長 事務局さん、いいでしょうか。

事務局 はい、その他。

議長 その他、ございませんでしょうか。

意見としては、聞いておくのはこのくらいでいいでしょうか。

事務局 すみません、確認させていただきます。

只今の疑義ということでありました、従業員の人数の件、それから駐車場の38台分書いてありますその必要性、それから、右側の碎石が敷いてある雨水浸透、これで周りの農地への影響はないかというところ、それから、大型車両が、このアルミ製ストックヤードを通るようなかたちになってますので、この辺の動線の確認と、あと夜間調整する場合の騒音との関係、以上でよろしいですか、につきまして、ちょっとこの後、お時間いただきますけども、確認をさせていただきたいと思います。

議長 今、事務局のほうからございましたが、以上ですね。あと質問があれば、聞いておくということになりますが、よろしいですか。

はい。なら、そういうことで次行かしてもらいます。

議長 議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

〇〇のほうで、田が1筆の意見照会がきています。14ページ、15ページに位置図を載せています。◇◇◇◇◇の西側になります。計画では、従来から患者や職員の自家用車が既設の駐車場内には収まらず、道路脇に駐車することが日常となっているため、その不足を解消するための駐車場整備と伺っております。農地ではありますが、小規模なエリアの端に位置しており、営農に影響の少ない農地ということで地権者から申し出があったものであり、土地改良区とも協議をされ、同意は得られています。農振除外の公告は、来年1月下旬の見込みです。農地転用申請については、その後に行われる予定です。説明は以上です。

議長 現地確認の推委3番委員さん、報告をお願いいたします。

農委5番委員 5番です。

議長 ごめんなさい。間違えまして申し訳ございません。農委5番委員さん、報告をお願いいたします。

農委5番委員 はい。議案4号についての確認の報告をします。

場所は、先ほどもありました□□□西側、◇◇◇◇◇の西、道路を挟んだ西側の土地です。隣は民家となっております。以上、報告を終わります。

議長 推進委員の推委2番委員さん、(議事参与の制限のため)ちょっと出て行ってやってください。ちょっと関係ございますので、お願いいたします。

(推委2番委員、退室)

議案第4号について、ご説明、報告がございましたが、これについて何かご質問があれば、ご意見があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委2番委員、入室)

議長 議案第5号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

場所は16ページから26ページまで、下市・殿河内・松河原の一部において令和3年度に地籍調査事業が実施され、このたび照会が来ております。

まず、地籍調査事業ということですが、地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆、一地番ごとに、土地の所有者、地番、地目を調査して、境界の位置と面積を測量する調査となっております。土地に関する記録については登記所、ここでは法務局米子支局において管理をされていますが、土地の位置や形状を示す情報として、登記所に備えつけられている地図や図面というのは、明治時代の地租改正のときに作成された地図もあります。そのため、登記所に備えつけられている地図や図面というのは、境界や形状などが、現在の状況とは異なっているものもあります。登記簿謄本に記載された情報、土地の面積についても、現状とは異なっている場合がありますので、地籍調査の成果により登記簿や地図が更新されていくという流れになっております。

この度照会のあった17ページの一覧表の土地について、10月31日に担当地区の推委3番委員、推委5番委員と現地調査を行ってまいりました。

状況については、委員さんからもこのあと報告があるかと思いますが、一筆を除き、農地から農地以外の地目になっておりました。一覧表の番号29番の備考欄、「○○△△△-△△予定地番」については、「原野」ではなく「現況は農地」と思われる筆がありましたので、報告をさせていただきます。地図でい

うと21ページ左側の地図の中段辺りで、薄い黒色部分、「鳥取県」とちょっと大きめの文字で書かれている不整形の土地になります。以上です。

議長 それでは、現地確認の推委3番さん、よろしくお願いいたします。

推委3番委員 はい、推委3番です。3人で見てまいりまして、3人の一致した見方が、「ここは農地だよな」というふうに、一致した見方をしております。全体的に眺め渡すと、原野っぽいところにあるんですけども、この部分については、イノシシ対策のワイヤーメッシュがしてありまして、中では家庭菜園の野菜が作ってありました。ということで、ここは農地だよなということで、その他についてはいいんですけども、ここだけは、原野にするのはよろしくないかなというふうに見せていただきました。以上です。

議長 現地確認のご説明がございました。

ご意見なり質問があれば、よろしくお願いいたします。

(農委10番委員、挙手)

はい、農委10番委員さん。

農委10番委員 10番です。

この一覧表の中の、図面番号の横にNSって書いてあるのは、どういう意味のNSで丸が付いてるのか、ちょっと教えてください。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。NSというのが、農振農用地の頭文字ということで聞いております。以上です。

議長 農委10番委員さん、いいでしょうか。

農委10番委員 これは丸がしてあるのが、農振地区という、農振地であるということですか。

事務局 はい。

農委10番委員 いわゆる、登記簿上の地目のところの関係で、農振地ということですか。あるいは、調査後の地目でのNSなのか、どちらですか。

事務局 はい。今回の意見照会については、農地から農地以外への予定地一覧ということで、担当課のほうからもらった資料を、そのまま使ったかたちなのでちょっと紛らわしかったかもしれませんが、現状、農振に該当しているという意味での丸印で、この後、手続が進んでいきますと、農地以外の土地になるので、農振ではなくなります。以上です。

議長 農委10番委員さん、どうでしょうか。

農委10番委員 はい、わかりました。

議長 その他、ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

農委4番委員 ちょっと待ってください。何に賛成なんですか、これ全体を認めるのか。

議長 これ全体を認めるのか、全体をこれでいいのかって、個々に全部これをチェックは。

農委4番委員 先ほど、事務局なり現地を見た方から、29番の備考欄△△△-△△とい

う筆、2, 756㎡については、地籍調査では、今後、畑を原野という地目につけたいということで、今書いてあるので、現地を見たら、ここは農地だよなと言って報告があったわけですので、その件をどうするかを、ここで協議をしないと、他は地籍どおりでいいということで報告があったわけですので、それを分けてきちんと決議されんといけないではないでしょうか。

議長

はい。私のミスでございまして、29番のですね、原野になってるわけですが、これについてどうしたらいいかということについて、ご意見をお願いしたいと思います。そういうことでいいですか。これをどう扱うかということで、どう扱い方をするかということで、ご意見をお願いします。

農委4番委員

4番です。もう報告があったわけですので、あとはこれを地籍課が照会してきた原野とするのか、現況を見たら農地だということで、これには納得できないので、地目を農地にするようにという意見を出すのかを問うてください。

議長

はい、はい。わかりました、わかりました。

これについてですね、どう処理をしていくかっていうことについて、ご意見を聞いてから進めていくことになりますので、これについてご意見をお願いしたいと。どういう扱いをするのかということについて、ご意見を聞いて進めることになりますね。意見は出しとるんだけど、報告でございましたようにですね、推委3番委員さんなり、その他、現地確認の方が、農地として見られておるといふかたちでの報告がございましたので、これをそのまま、どうしていかかっていうことを対応していくんですねということで、ちょっとご意見なり、それを進めていくかどうかを、この場で決議したいと思います。

これについての、この件についてだけ、この29番について、賛成かどうかということをお願いしたいと思います。

賛成の方は、挙手をもってお願いいたします。

農委4番委員

どっちに賛成ですか。

議長

今、農地として認めるかということの、29の一部を。元々、原野になっておりますが、それを現地確認の方は農地で見ておられるんで、その農地として対応したらいいかということ、賛成の方はお願い、挙手するということで。

農委4番委員

4番です。

提案の一覧表を見ると、この農地は、登記簿上は畑ですから、農地台帳にも載ってる畑なんですよね。それを分筆して、一部宅地、一部原野、一部農地というふうに分けたいと言っている部分で、原野に分けたいという地籍調査の調査では、原野だったという調査報告が来てますけども、現況は、今、農地だったという報告があったので、この29番の△△△-△△、備考欄に書いてある、この筆にしようという部分については、農業委員会は反対なら反対、原案のとおりでいいですよということだったら賛成っていうことを、決をとっていただかないといけないではないでしょうか。

農委1番委員

△△が原野ではありませんよって言っちゃうんだ、要はね。

議長

現地確認の方は、畑とみなして戻ってきたということですね。

農委1番委員　だから、除外することはできませんよっていう、変更することはできませんよってことですよ、そういうことですよ、農委4番さん。

農委4番委員　ですよ。

議長　　だけ、これは変更できませんから。

農委1番委員　それでこの地目変更、29番を除いたものについては認めますよっていうことですよ。

議長　　今、やっと理解できましたので。この件について、その他については良いと。この件についてはどうするかということをもまず決議して、それから全体にかけておきたいと思しますので、とりあえずこの分について、どうでしょうかってことを諮りたいと思います。

報告ございました、この分についてどう扱うかということも協議していきたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

あくまでも現地確認では農地としてみたわけですから、原野でなくして農地で見えてあるわけですから、そのまま農地として残すということになって、これを含めて除外はできないということですよ。

(農委1委員、挙手)

農委1番委員さん。

農委1番委員　はい。この13、114㎡の畑の地目の中から、現状では、△△△を畑のままだと、それから宅地の部分は、1,098.31あるんだと、原野については、2,756㎡あるということも前提に分筆がしたいと、ここは言っとななるわけですよ。だけど、農業委員会はこの原野に当たる2,756㎡については、現状畑であるということだから、この部分に対しては認められません。だけ、地目変更からは除外してくださいということですよ。農業委員からの町長への意見はですよ、そういうことですよ。だから、これを除外したものを、地目変更としてまず認めるかっていうのを話をされて、その細部について29番をどのように処置するかってことをお話しすりゃええでないか。

議長　　なら、全体を協議してから。

農委1番委員　29をはねた状態を、他に異論がなければ採決されて、それで29番をどういう扱いにするかっていう。

事務局　　29の一部ですよ。

農委1番委員　29の一部ね。2,756㎡をどういうふうな扱いをするのかということですよ。

議長　　いろんな意見がございましたが、私が理解してない部分もございました、時間を取りましたことを申し訳ないと思っております。

29番を除いて、今の報告もあつたようにですよ、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。全員賛成でございますので、承認されました。

29番について、これについてどう扱っていくか、ご意見でなしに、外すか、認めるかの意見をすることになるんですかね。そういうことですね。これは除外してあとは認めましたから。今のね、29番について、農地であるからってということになっとるんで、分筆してちゃんと残していただくと。認められないということ、農業委員会としての見解を町のほうに提出するということがよろしいでしょうか。

それについての、多数決をとるということになりますね。ということで、その意見について、これを除外するという意味での賛成の方は挙手をもって、外すと認めないとの農業委員会で認めませんよという結論を出すための賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、これを除いて全てのものが申請になりましたので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

事務局、理解してもらったでしょうか。わしもやっと理解した。

事務局

確認させていただきます。29番の△△△-△△が原野として地籍のほうから判断をされて意見照会があったと。でも、これについては農地だということ、意見を返すということ、させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

農委1番委員

ちょっと、すみません。後ずさりするような質問で。

議長

はい。

農委1番委員

この29番の13, 114㎡が、備考欄としては畑の部分と、宅地の部分と原野の部分と、この面積を足したら13, 000になりますか。

農委4番委員

畑の部分の面積が書いてないですし、残ったところが畑という理解で、あくまで13, 000㎡は台帳上の面積ですので、実測したら、多い少ないがたくさんありますので。

農委1番委員

だけど、違い過ぎるんじゃないか、なんだかね。

農委4番委員

違ってはない、書いてないだけです。

農委1番委員

書いてないのか。

農委4番委員

畑の面積は何ぼとは書いてないです。残ったところが畑という意味ですね。

農委1番委員

ちょっと、見た人に質問ですけど、宅地の1, 000㎡以外はみんな畑だったということですか、現状が。これで見るとは。

議長

ちょっと、今日立ち会った人で、推委3番さん、もう一遍ちょっと一言、言ってもらえればありがたいと思っております。確認のために。

推委3番委員

そうなんですよ、面積が合わんですね。おっしゃるとおりで、私も何でかなあと。すみません、調査対象が13, 000㎡という、宅地になるところより上がすごい広いんですよ。ここはどうだったかはね、私、頭の中にすみません残ってなくて、どうでしたっけ。

農委4番委員

ちょっと、いいですか。

21ページの、公図を見ていただけたらと思っております。黒く塗ってあるところ

の1番上が、今度、地目を原野にしたいというところで、△△△-△△の地番をつけたいと言っているところで、その下が、正方形のところは宅地って書いてありますので、△△△-△△、ここが宅地の部分。その下に、畑△△△-△とありますけども、ここが残ったところ。要は、元は△△△-△は、この白いところから黒く塗ったところまで全体が11,000㎡、そのうち北側のところの宅地の部分と、その北に、また、原野にしたいと言っておられるところ、ここは畑だよと言ったところなので、この大きな△△△-△が残った畑という解釈のはずです。ですから、恐らく公図の面積どおり11,000㎡ぐらいあったんであれば、残りは8,000㎡ぐらいの農地が南側に残っていると。それが△△△-△、面積は書いてない、という意味合いでだと思います。

農委1番委員　　なら、今日見られたのは、宅地の北側を見て帰るとるんですか。

農委4番委員　　地目以外にしたいところを、いいかどうか判断してくださいということで、地目どおりに残すところを見る必要がないという意味で、宅地の部分とその北側の原野にしたいところを、農業委員会は見に行ったということですね。

農委1番委員　　現地で確認して畑だったなら、そげに何こう言うことない、畑じゃないですか。希望して、別に地目変更をね、地籍調査してもらおうわけじゃないですから。現地がどうなってるかっていうのを確認して現地調査するわけでしょう。それによって、異存があれば変えるっていうだけの話だから、変わってなかったらこれは原野じゃなくて畑のままだったら畑じゃないの。どうしようもない。

議長　　今時点で、議決したかたちになっておるので、皆さん賛成されたんで、もうこれは確認したということで前に進んでもいいでしょうか。

はい、いいですか。そういうことで、前に進んでいきます。

議長　　議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局　　はい。議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長　　事務局から、ご説明ございました。

番号575番、576番を除いて、何かご質問があればお願いいたします。

(推委7番委員、挙手)

推委7番委員さん。

推委7番委員　　7番です。556番の、賃借権設定の値段が全体で※円って、これはこのままで正しいんですか。あんまり聞いたことない金額で。

議長　　事務局さん、ご説明、ちょっとご説明をお願いします。

事務局　　はい。ご質問がありました、556番の賃料が全体で※円は正しいです。こちら、地権者さんと借手さんのほうでお話合いがされております。

推委 7 番委員 わかりました、はい。
議長 他にありませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、承認いたしました。

番号 5 7 5 番、推委 1 3 番委員さん、(議事参与の制限のため) 出てやってください。

(推委 1 3 番委員、退室)
5 7 5 番について、何かご意見があれば。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、承認いたしました。
(推委 1 3 番委員、入室)

番号 5 7 6 番、農委 8 番委員さん、(議事参与の制限のため) 出てやってください。

(農委 8 番委員、退室)
番号 5 7 6 番について、何かご質問があれば。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、承認いたしました。
(農委 8 番委員、入室)

議長 議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

議長 事務局からの説明は以上です。
事務局から、ご説明ございました。
番号 6 番、番号 8 番、番号 1 1 番を除いて、ご質問があればお願いいたします。
ないようですので、番号 6 番、番号 8 番、番号 1 1 番を除いて、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、承認いたしました。

番号6番について、農委11番委員さん、(議事参与の制限のため)出てやっ
てください。

(農委11番委員、退室)

番号6番について、ご質問があれば。

ないようので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委11番委員、入室)

番号8番、推委10番委員さん、(議事参与の制限のため)出てやってくださ
い。

(推委10番委員、退室)

番号8番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委10番委員、入室)

番号11番について、推委7番委員さん、(議事参与の制限のため)出てやって
ください。

(推委7番委員、退室)

番号11番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委7番委員、入室)

議長

報告事項については、見ておいてやってください。

一つ確認のほど、よろしく申し上げます。47ページ、それから48、49
ページ、それから50ページについて確認をしておいてください。

議長

その他についてでございますが、定例農業委員会の日程について、来月の定
例会について12月9日、金曜日、午後3時から中山改善センター、ここです
ね、開くことにしておりますがどうでしょうか。

皆さん意見がなしということで、進めさせていただいていいでしょうか。

はい。ご意見がありませんので、12月9日、金曜日に行いますので、よろ
しくお願いいたします。

農政部会の開催についても、12月9日、午後1時15分から役場中山支所
で行いますので、協力の程、よろしくお願いいたします。

その他、何かございますでしょうか。

事務局

【その他】

・農政部会の案内について。

議長

会議中でした案件については、まだ交渉中ですので、話を聞いて確認してないので、進めておいて、その1回閉会をしてから。

事務局

休憩、休憩。

議長

休憩というかたちで取らせてもらいますので、よろしくお願いいたします。

(午後4時11分～午後4時39分 会議中断)

議長

答弁が出てきたみたいですので、質問事項についての聞き取りができたみたいなので、再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局、ご説明をお願いします。

事務局

はい。それでは先ほどの質問に対して、確認してきましたので回答いたします。

まず、従業員の人数ですけれども、パートを入れて20名弱ということです。

続きまして、38台も駐車スペースが必要か、多過ぎないかという質問に対してです。従業員の人数が20数名ということもありますし、あとは、大型10t車の旋回スペースも含めてということで、38台の駐車スペースというふうにしております。

3つ目ですけれども、東側の砕石での雨水排水対策がこれで十分か。雨水の排水の対策ですけれども、施工業者との打ち合わせで、確実に浸透はするというので、あえて舗装はせずでの計画にしていると聞いております。

4番目、大型10t車がアルミ製ストックヤードを通過するような図面ですけれども、本当に東側へ通過できるか。高さとか、東側の道が狭いけどという質問に対してです。これについては、図面上は、そうなっているんですけども、実際、大型10t車がストックヤードのところを通過はしないと。通ったとしても軽トラぐらいで、これは図面のほうの右側にある10t車経路というのが、ちょっとこの誤りです。右側には行かない、ストックヤードを通過しないということなんです。

5つ目ですけれども、早朝・夜間に調整作業をされる際に、周辺に宅地は少ないにしろ、周辺施設等の騒音対策は何かなされているか、というものですけれども、農業法人さんの就業時間が、基本的には8時半から夕方6時半か9時ぐらいまでということで、基本的にはその時間での作業ということです。朝の5時とか6時、19時以降ですね、作業されるってということは、今のところ、そういったことはもうほばないというふうに話をされたので、その時間的な部分での騒音については、今のところは大丈夫じゃないかということで伺

っております。以上です。

農委13番委員 何時以降は。

事務局 終業時間が18時半ということですので、必ずしないかと言われると、そこは100%ないですとは言いきれないんですけども、基本的にはその時間で、例えば8時とか9時とか10時とかですね夜の、その時間に作業するっていうことは、もうめったにないと。ほぼないということで伺っております。以上です。

(推委10番委員、挙手)

議長 はい、推委10番委員さん。

推委10番委員 10番です。

事務局にお尋ねしますけども、9ページの図面の寸法とですね、11ページの図面の寸法ですけども、これ、見方が僕ちょっとようわからんもんですけども、説明していただけますかね。何か縦横の寸法が、この9ページと11ページの数字がですね、何か専門家の方でよくわかる方がおられたら、納得できるような説明いただきたいんですが、よろしくお願いします。

議長 今の9ページの図面と、11ページの図面とが。

農委7番委員 寸法が全然違う。縦に入らん、11ページのは。10ページの土地とは合っていない。

農委3番委員 11ページの図面だと一番狭いところで13mしかない。

農委7番委員 スtockヤードが15mもあつたらおかしいよね。どれかが違うんだろうけども。

農委3番委員 測量してあるけ、間違いないと思うけど。

農委1番委員 縮尺が違つとるだがん。

農委7番委員 なるほどな。

議長 どっちが良いで、どっちが悪いだいや。

農委1番委員 縮尺が違う寸法が載つとるだん。だけん、9ページが正しくて、9ページが敷地の測量図と合つとるでしょう。11ページの平面図が違うだがん、縮尺が。

農委3番委員 それで、延床面積だけは付け足した格好になるだん。

農委1番委員 片っぱは300で、9ページの図面が。それで11ページが200にならんといけんのを、そのまま300で書き込んで200で寸法を書いとるけん、1・5倍になつとるだん。この11ページの寸法が違つとるだん。

農委7番委員 なるほど。

農委1番委員 よくやることです。

推委10番委員 もう一回、きちんとしたものを出してもらったほうがいいですね。

農委1番委員 そうですね。

推委10番委員 議長、議長。

議長 はい。

推委10番委員 10番です。再度ですね、きちんとした書面を再提出してもらったらど

うですか。それと、先ほどの質問事項にしても、何かもっときちんとわかりやすく、何か事業計画書みたいなもの要らんのですかね。そこまではいらんですか、農業委員会としては。

事務局 もらってますけど。

推委10番委員 雨水の処理にしても、これまで宅地とか何とかにはきちんと、どの方向に、どの側溝に流すというような必ず説明が付いていましたですよ、農地に隣接するところは。そういうのははっきり書いてないし、再提出を望みます。以上です。

議長 他の方で何かあれば。

(農委1番委員、挙手)

はい、農委1番委員さん。

農委1番委員 先ほど、議長さんも言っとなったけども、今の東側の駐車場、碎石の浸透ということになっとるんですけれども雨水をですね、ただ締固めれば多分止まるんだよね、浸透が。そうした場合、道路を越えて、多分水路に回っていく。そうすると多分、地元からの苦情が出てきたり、あるいは泥が流れたりするんで、そのへん何か、普通は場内に排水路を設けて溜柵を入れて、道路を迂回して水路に流す、一本だけ。今、こっちの国交省側のほうに流してる水路と同じようにするのが通常じゃないかなと思うけど、このへん許可しといて、後で農業委員会に苦情が来れば、何で許可したって話になるのかもわからんし。その、通常的に、こちらの法的には、開発の区域じゃないんで、通常からすると、開発するときのルールっていうのがあるので、開発申請するためのルールってのはね、やっぱり最低限やっぱり適合しとらんと、後からね、許可したもののほうに、なんでだって話になってくれば我々は土地を許可するだけなんだけれども、その辺のところを再チェックされたが良いんじゃないですかね。

議長 常設委員会なんか、水路のこと、結構難しく協議してるんですがね。後から、ああじゃこうじゃ言われんように、やっぱりきちんとやったほうが、後からうちらちは処理に、おまえらちが許可したかな、なんてことになっちゃうと、ちょっと怖いなという部分もございますので、ちょっと、きちんと整理したものをもう一遍提出してもらって、対応したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

農委1番委員 それと、ついでに場内のこの敷地を国交省の水路に排水するなんてことは可能かえ。排水だよ。敷地の排水を国交省の水路の中に落とすというのは、多分、かなり難しいことだと思うけど。通常は流させんよね。農業用水路を利用せとかね。今でも道路使用水量を把握されるのが道路側溝なんだけん。だから通常、民地の水路を国交省側が受け取るなんてことは、多分、余り聞いたことはないけれども。

農委14番委員 あの、いいですか。

議長 はい、農委14番委員さん。

農委14番委員 14番です。同じ問題が、〇〇の野菜の集荷場でのときに、かなり問題

になって検討もやりました。結局、あそこの施設の排水が全部、農業用水路のほうに流すように設計してあったのですが。とても、その受けられる状態じゃないんで、県と話して県の側溝に流すように最終的にはしてもらいましたけど。だけ、多分これは無理みたいな気はするですけどね。その辺が話してあるかどうかというのも、確認されたほうがいいような気はしますけどね。

議長 その他、まんだ関連であれば。

農委13番委員 ちょっと、勉強のために教えてもらいたいですけど、隣地の境界線というのはこれ多分フェンスか何かするんでしょうかね。それから、このところは、今はどうなってますかね、農地になっとるんでしょうかね。この引っ込んだところっていうか、出たところっていうか、この部分ですね。何か作っとられるですね。そこの了解っていうか、そこまで必要ないんでしょうか。

議長 結構、家のときでも雨水の話は難しくて、これまでに宅地についてもしてきたわけですけど、これについてはあんまり、パッとそのまま受けてもいいのかなあとということで気になったもんですから。地下浸透という言葉だけでは、なかなか難しいのかなと。

農委3番委員 隣地とはブロックで分けてあるみたいですけども、私も5条出しましたが、碎石締めてます。地下浸透しません、はっきり言って。ある程度までは吸うけど、しっかり雨が降ったときは表面走りますから、溜まります。そうすると、多分、古い水路なり隣地に流れる可能性はあるんじゃないかと思われるんですが、多分、それこそ町道にでも、すごく狭い東に流れたら、この広さが流れたとき、結構な水が出るんじゃないかと思うんですけど。臭いの元は、結構言われるんじゃないかなと思うんですが。

それと、プラス確認してほしいと思うのは、アルミ製ストックヤードってなってますけど、製品の積み込み等をこのストックヤードでするのかっていうのが、建物の図面見ると、雨の中、積めるような、どんな状態でも10t車に積み込もうと思ったらそれなりの場所が必要じゃないかなと思うんですが。

農委1番委員 測量図は書いてない。

農委3番委員 書いてない。書いてないけ、おかしいんですよ。ストックヤードもトラックが入らないよって言っているわけだから。そうすると、雨が降っても外で積むのねっていう話になるから。事業的にやるのであれば、もうちょっとしっかりしたものを出してもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。個人じゃない会社として、何億という金を使うのであれば。周りとの問題も発生する懸念がありますんで、ちょっと、しっかりもう1回精査してもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。なんか納得がいかんような。

議長 他にないでしょうか。

その他でないようですので、この件については、もう一遍きちんとしたものを書いて、対処してもらおうように話をして、再度検討するということがいいでしょうか。

事務局 ちょっと整理させていただきます。

議長 はい。ちょっと整理したほうがいいですので、事務局、ちょっともう一遍確認をして。お願いします。

事務局 先ほどの、農委13番委員のご質問ですけれども、10ページに造成計画図があるんですけども、ここの鍵になったところは一応農地でして、普通ブロック4段から2段ということで、境界はされるということのようです。

それで、それからちょっと整理させていただきますと、まず、駐車場のこの38台分の駐車スペース、さらには旋回スペースということで、これにつきましては、一応、このままでもいいということでもよろしいでしょうか。それとも、それでも多いということなので、もうちょっと必要性を、説明が必要だということでもよろしいでしょうか。

それから、ストックヤードの構造がちょっとわからないということで、これについて説明なり資料なりが必要だということですね。

それから、雨水の排水について、左側、大部分のところはアスファルト舗装をして、下のU字溝に雨水を流していくということで計画はありますけれども、これについて、これで問題ないかということと、さらには国交省との協議が整っているかという確認。

それから、右側の碎石敷きの雨水浸透につきましては、これで本当に問題ないかと。浸透全てするのかということ。もしかしたら浸透しないのであれば、町道を渡って反対側の側溝に流れてしまうということであれば、水利関係者の同意なりが必要だということだと思いますが。

それから図面の寸法ですね、これの修正と、10t車の動線の修正。この辺に不備があるということで、審議できないということで再提出していただくということでもよろしいでしょうか。

その他、すみません、ちょっと落ちがありましたら。

農委13番委員 すみません。この右側の碎石敷きのところね、碎石を敷いたところに、この10t車が入って、じゃじゃくちゃにならへんでしょうか。わしゃちょっと乗ったこともないし、あれ見たこともない。だから、この町道から出入りするっていうのは。

議長 10t車は入らん。

農委13番委員 入らんってことか。

議長 図面が間違っただ。

農委13番委員 はい、了解しました。

議長 だけ、雨水を地下浸透で流してしまうってことになれば、建物の中に水路がついてない。垂れ流しにするってことはちょっとなあ。穴を掘って、なんかそこに地下浸透させるようならまんだいいけど。何も無いんで。

事務局 ないようでしたら、その他、何かありましたら。事務局でも気付いたところを精査しまして追加で確認をしたいと。

農委3番委員 すみません。ちょっとできるかわかりませんが、土地の平面図はあるけど断面図のほう、測量しているわけだから、断面も多分あると思うんですよ、

高さのあれが。この中で、平面図の中でマイナス500とかマイナス300とか、計画高さだけを書いてはあるけど、周りとの高さの差っていうのがわかりにくいなと思ったんで、これわかるように出してもらえたらいいんじゃないでしょうか。そうすれば周りに対しての、雨水の流れ込み等も問題ないなら問題ないと思われるんですが、ちょっと検討してもらったらいかがでしょう。

事務局 雨水の流れる方向が確認できる資料、図面ですね。

農委3番委員 平面図に計画高さっていうかたちで現時点からマイナス500なんだろうと思って見ているんですけども、これが他の農地との境界でどのくらいの差が出るものなんですか。

事務局 はい、すみません。それから先ほどちょっと言い忘れたんですけど、国交省との協議につきましては、出てないですので、恐らく、考えられるのは、もともと●●●●で宅地であった部分がありますので、必要ないと思っているという判断だと思えますけど、さらに農地を新たに転用して、若干、若干といいますか流れる量も増えますので、それについての協議が必要だという整理でさせていただきます。

推委10番委員 すみません。

議長 はい。

推委10番委員 10番です。

この東側の駐車場のスペース、碎石のところですね。ここ6畝ほどあるんですけども、ここの敷地の必要性ですね。この事業に対しての、必要性の説明がですね、この駐車スペースだけでは、全く足りないんじゃないかなと、説明が。本当に必要なかどうか、これが。そこもきちんとしたものを、付けていただきたいなと思います。以上です。

議長 他にありませんか。

聞いておきたいことがあれば、今のうちに。あと3分ほど待ちますので、気が付けば言ってやってください。

(推委7番委員、挙手)

はい、推委7番委員さん。

推委7番委員 推進委員の7番です。

今、説明いろいろ受けて、ちょっと、とりあえずお話しさせてもらったんですけども、南側は畑地なんですよね、囲まれる形で畑地が残るんですよね。本当にその方の周辺の農地で本当にオッケー出したらいいのかという、鍵括弧の形で残ってるんで。壁をして、北側にも農地があるんで、ここももちろん農地だと思うんで、本当にその辺の雨水の流れもそうですし、ブロックか何かで高くするなり何なりするんでしょうけど、その辺も確認とったほうがいいのかなと思うんですけども。

事務局 その鍵形の農地については、同意はとれているというふうに聞いております。

(農委4番委員、挙手)

議長 はい、農委4番委員さん。

農委 4 番委員 4 番です。

周辺の方の転用ですので、農地以外になるということについて、周辺の農地の所有者から同意をとるということで、今の話では、同意を取っておられるということを知っていますという話なんですけども、本来この申請書、5条の申請書に、せめて同意書の写しなり添付されるべきだと思うんですけども。口頭の同意なのか、書面同意なのかわかりませんが、「同意を取っておられるようです」という、今、事務局の説明ですけども、同意が必要だということであれば、同意書なり同意書の写しなりが申請書に添付されるべきだと思うんですけども、その辺の扱いはどうなんですかね。

それと、先ほど推委 10 番さんでなかったかな、東側の駐車スペースですけども、先ほど、パートさん合わせても 18 名くらいから多くて 20 名くらいかなあという話でしたが、普通に考えると、東側を従業員用の駐車場、建物の南側はここに 19 台停めます、いう計画ですけども、これだったら、東側はなくても、ここで 19 台従業員なり停めて、大型車両を廻すにしても、これだけこの幅が常時いるわけではないので、廻そうと思ったら廻せるような気はしますし、何か東側の 600 m²ほどの駐車部分については、本当にこの事業計画をしていく上で本当に必要なかどうなのかというその必要性がちょっとわからない。ここまで、従業員は 20 名くらいであれば、こっちの東側のこの 600 m²はいらんような。所有者も違う方ですし、いらんような気はしますけども、その辺の必要性っていうものがきちんと説明していただいたほうがいいと思いますけども。

事務局

同意書についてはですね、同意書は必須の添付書類ではないんですけども、ただ、通常、事業を進める上で、今回の分もそうですけれども、ほかの転用申請もそうですけれども、転用を進める上で、当然、話はしていただくものだとは思っておりますので、その過程で話をしておられるのであれば、同意書のほうも書面で出してくださいよという流れだと思っておりますので、同意のほうは通常取るようにはしてはいますが、資料のほうには添付をしていない流れだと思っております。以上です。

農委 1 番委員

申請許可書、同意書ってのは強制するのは違法だよ。あくまでも民間でお互いの協議をするために取るだけの話で、申請書を添付しなさいという強制をすることは違法なはずですよ。本来は出さんでもええもんで、あとは当事者が協議するというだけの話で、それを強制すると違法だと思いますよ。同意者が「いけん」って言ったらこの事業自体は成り立たんことになるんで、自分のやりたいことは、その利益の問題について崩されるから、特別な理由がない限りは反対するということではできんと思います。そうすると、隣の人にね、この土地買っちゃるけんとか、お金払わんと許可せんとかという条件が付くと、いろんな問題で事業が成り立たんし。これは民法上の考え方の話。

議長

その辺は、よく知ってる人たちがしゃべって、そういうことになりましたので。一応、近くの人みんな同意しとるということですか。海側のほう、全て

の人が、周りの人は全て同意しとるということで。あとやはり、平面図のどれだけ高さがあるっていうのをやっぱり付けておくと、ようわかっていいのかなと思うんで、その辺の高さとか、ちょっと理解できんところもあるんで、皆さんがわかるようにできればお願いしたいというご意見もありますので。

農委1番委員 農業委員会としては、建物云々の形じゃなあって、この敷地と隣地との条件を見ながら、直接被害を被るか被らんかを審議するだけの話だから、それで農委3番君が言ったように、例えば擁壁の関係であるとか、例えばその擁壁を使うことによって崩壊したり、隣の民地に迷惑をかけるとか、さっきの雨水の問題だとかいうのを審議することであって、建物の内容を我々が審議することじゃないと思いますよ、中身を。さっき私が言ったように、当然、法的には開発申請せんといけんような状態の面積で1,000㎡以上になると、通常だと。ただ除外としたから、それはないだけの話だけでも、我々が審査する段階においては本当にこの擁壁はブロックの4段でいいのか、それで本当に隣の人に迷惑かけんのかっていうようなことを踏まえた上で、その辺はちゃんとしてもらえませんかという助言ぐらいのことで。本来、申請すると構造計算するんで、そこまでせんて検査は通らないんで。ただ、こちらが計画外地域だから、そこまで言わないだけの話であって、ただ、農地として転用するために当たっての、許可を得るためには少なくとも隣の土地には迷惑をかけないということが前提だから。だから、さっき言ったように、開発申請が通るような程度のことはやってもらった上で、我々が許可を出すということだと思います。

推委6番委員 北側に2棟ハウスを持っておられる方がいまして、その方が言われるには4年ぐらい前に、大雨が降ったときに、ハウスが2棟ずぶ濡れになって、中の作物がみんなやられてしまったということと言われて、何とかそれだけはしてごすなど。雨水を何とかしてもらわんと困るということでした。

議長 なら、きちんと雨水のことを本気で真剣に考えないと。これまでがね、●●●●さんの事によってですね、雨水が出てしまって、そういうことがあったんであれば、今度、開発されるに、きちんとしたものをしないといけんということになりますんで。現地の人かそう言っておれば、本当に真剣に考えていかないといけんと思いますので、再度やっぱり、提出してもらってですね、雨水を農地に放水しないようなことを考えないといけんかなと思います。

それで、長くなりますので、一応再度要求して図面なり、きちんとしたものをもう一遍、倍率が違ったようなもんでなしに、きちんとしたものを提出してもらってですね、再度、審議をするということでもよろしいでしょうか。

そうということで、事務局お願いします。

大体、協議事項は済みましたので、閉会してから、各地区に分かれて相談したいことがございますので、ひとつ分かれて協議をしていただきますようお願いいたします。時間が結構かかっておりますので、速やかな行動をお願いしたいと思います。

このたびは司会が下手で、皆さんに長時間になるほど、ちょっとすみませんでした。ここでお詫びを申し上げます。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 高虫 秀樹

議事録署名委員 山下 一郎

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。